

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税及び国民健康保険税の収納に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、市税及び国民健康保険税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和7年5月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税及び国民健康保険税の収納に関する事務
②事務の内容	昭島市(以下「市」という。)は、市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税法(昭和25年法律第266号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。 1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に関する事務を行う。また、納税義務の継承対象者及び第二次納税義務者等に対しては、納税義務の継承等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行う。 2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	収納管理システム	
②システムの機能	1. 市税等の債権管理・帳票発行機能 (1)市税等の収納状況の管理(還付、充当事務を含む。)を行う。 (2)納付書、還付通知、督促状等の帳票の発行等を行う。 2. 納税証明書の発行機能 (1)納税証明書の発行を行う。 3. 書類の送付先管理、公示送達等に係る書類の送達管理機能 (1)書類の送付先管理、返戻及び公示送達の入力及び管理を行う。 4. 賦課情報等の移転データの参照機能 (1)賦課基本情報等の移転データの閲覧を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	滞納管理システム	
②システムの機能	1. 市税等の債権管理・帳票発行機能 (1)市税等の収納状況の管理を行う。 (2)納付書、催告書等の帳票の発行等を行う。 2. 市税等の滞納処分状況管理・帳票発行機能 (1)行政処分、分納誓約等の管理、誓約書、調書の発行を行う。 3. 書類の送付先管理、公示送達等に係る書類の送達管理機能 (1)書類の送付先管理、返戻及び公示送達の入力及び管理を行う。 4. 事案の経過記録機能 (1)折衝内容及び調査事項について記録をする。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（以下「統合宛名システム」という。）
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各業務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 各業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管、管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 各業務システム接続機能 【アイネス】中間サーバーと各業務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 【日本電子計算】中間サーバーと各業務システム（統合宛名システムを中継）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持、管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	

3. 特定個人情報ファイル名		
収滞納管理ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法 第9条1項及び別表24の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 当該事務では提供を行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部納税課	
②所属長の役職名	納税課長	
7. 他の評価実施機関		
なし		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	昭島市において地方税の賦課決定をされた納税義務者、納税承継人、納税管理人及び課税調査対象者。
その必要性	1. 市税等債権管理業務のため、賦課対象者及び市税等の未納者又は市税等に係る還付請求権を有する者の情報を保有する必要がある。 2. 適正な市税等滞納整理業務のため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者の情報を保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座情報、納税義務者等に関する記事)
その妥当性	1. 識別情報 対象者を特定するために記録する必要がある。 2. 連絡先等情報 督促状や還付等の書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の納税義務者及び市税等の納税義務者と相当の関係があると認められる者の、連絡先等情報を記録する必要がある。 3. 業務関係情報 ①国税関係情報、地方税関係情報 収納、還付、充当、納税証明書の発行等の収納管理業務及び督促状送付や滞納整理等の滞納管理業務を行うために記録する必要がある。 ②医療保険関係情報 国民健康保険等の資格状況を確認するために記録する必要がある。 ③生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、執行停止の判定を行うために記録する必要がある。 ④雇用・労働関係情報 差押等の滞納整理業務を行うために調査し記録する必要がある。 ⑤その他 口座振替及び還付の処理を行うために口座情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日

⑥事務担当部署		市民部納税課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、課税課、保険年金課、生活福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税局、日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金支払者、その他の企業 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③使用目的 ※		市税等収納事務を実施する。	
④使用の主体	使用部署	市民部納税課	
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に係る事務を行うため、また、納税義務の承継対象者及び第二次納税義務者等に対しては、納税義務の承継等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行うため、各記録項目を使用し、調査し、及び記録する。 2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行うため、識別情報、連絡先等情報を使用し、調査し、及び記録する。	
情報の突合		1. 各情報を収滞納情報と突合し、滞納処分執行、納税義務の承継等の判断及び書類の送達を行う。 2. 識別情報及び連絡先等情報と収滞納情報を突合し、過誤納金の算出、納税証明書の発行及びそれに係る書類の送達を行う。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システムの保守管理、法制度改正に伴う改修業務
①委託内容		システムの保守管理、改修
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		システムの導入、保守管理、法制度改正に伴う改修業務
①委託内容		システムの導入、保守管理、改修
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている (2) 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	保健福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項 国民健康保険法第9条各項及び第63条各項並びに国民健康保険法施行規則第9条第2項 地方税法第20条の11及び第707条各項
②移転先における用途	国民健康保険被保険者からの照会の対応に係る事務 保険給付等において保険税収納状況の情報を必要とする事務 短期証及び資格証発行の判定に関する事務 国民健康保険税に係る通知発送等に係る事務 国民健康保険資格の適正化
③移転する情報	国民健康保険税の納付状況・口座振替納付に係る国民健康保険税の口座登録情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税の賦課履歴がある者 国民健康保険加入者かつ国民健康保険税未納者のうち、社会保険加入の可能性のある者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会のあった都度
移転先2～5	
移転先2	市民部課税課

①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	課税対象者のうち口座振替登録をしている者
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税等の課税対象者のうち、口座振替納付登録をしている者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会のあった都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。

＜市における措置＞

- ・システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。
- ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
- ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

②日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

- ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

- ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

納付情報ファイル入金日_データ部 合計70件 (1)共通納税ID (2)連番 (3)データ区分 (4)システム利用領域03 (5)納付番号 (6)収納団体コード (7)税目・料金番号 (8)申告区分・課税期間 (9)確認番号 (10)履歴番号 (11)パスワード (12)システム利用領域04 (13)システム利用領域05 (14)システム利用領域06 (15)システム利用領域07 (16)システム利用領域08 (17)システム利用領域09 (18)システム利用領域10 (19)システム利用領域11 (20)レスポンスコード (21)システム利用領域12 (22)システム利用領域13 (23)納付金区分 (24)氏名カナ (25)氏名漢字 (26)今回請求金額合計 (27)請求本体金額 (28)請求固定延滞金額 (29)延滞金随時計算フラグ (30)納付情報変更年月日 (31)納期限 (32)延滞金計算開始年月日 (33)延滞金表示区分 (34)請求消費税 (35)消費税表示区分 (36)納付内容カナ (37)納付内容漢字 (38)手数料負担区分 (39)地公体任意情報 (40)納付方式 (41)拡張予備領域01 (42)システム利用領域14 (43)今回支払金額合計累積 (44)今回支払金額合計 (45)支払納付額 (46)支払延滞金額 (47)支払消費税 (48)領収区分 (49)支払方法 (50)チャネル区分 (51)入力区分 (52)印紙税額 (53)他店券金額 (54)システム利用領域15 (55)入金年月日 (56)納付年月日 (57)MPN処理年月日 (58)MPN処理時刻 (59)MPN処理通番 (60)仕向センタコード (61)金融機関コード (62)店舗コード (63)仕向処理年月日 (64)仕向処理時刻 (65)仕向処理通番 (66)システム利用領域16 (67)決済単位年月日 (68)MPN通信サーバ登録年月日 (69)拡張予備領域02 (70)システム予備

納付情報ファイル_納付日_データ部 合計70件 (1)共通納税ID (2)連番 (3)データ区分 (4)システム利用領域03 (5)納付番号 (6)収納団体コード (7)税目・料金番号 (8)申告区分・課税期間 (9)確認番号 (10)履歴番号 (11)パスワード (12)システム利用領域04 (13)システム利用領域05 (14)システム利用領域06 (15)システム利用領域07 (16)システム利用領域08 (17)システム利用領域09 (18)システム利用領域10 (19)システム利用領域11 (20)レスポンスコード (21)システム利用領域12 (22)システム利用領域13 (23)納付金区分 (24)氏名カナ (25)氏名漢字 (26)今回請求金額合計 (27)請求本体金額 (28)請求固定延滞金額 (29)延滞金随時計算フラグ (30)納付情報変更年月日 (31)納期限 (32)延滞金計算開始年月日 (33)延滞金表示区分 (34)請求消費税 (35)消費税表示区分 (36)納付内容カナ (37)納付内容漢字 (38)手数料負担区分 (39)地公体任意情報 (40)納付方式 (41)拡張予備領域01 (42)システム利用領域14 (43)今回支払金額合計累積 (44)今回支払金額合計 (45)支払納付額 (46)支払延滞金額 (47)支払消費税 (48)領収区分 (49)支払方法 (50)チャネル区分 (51)入力区分 (52)印紙税額 (53)他店券金額 (54)システム利用領域15 (55)入金年月日 (56)納付年月日 (57)MPN処理年月日 (58)MPN処理時刻 (59)MPN処理通番 (60)仕向センタコード (61)金融機関コード (62)店舗コード (63)仕向処理年月日 (64)仕向処理時刻 (65)仕向処理通番 (66)システム利用領域16 (67)決済単位年月日 (68)MPN通信サーバ登録年月日 (69)拡張予備領域02 (70)システム予備

納付情報仮登録データ_入金日 合計50件 (1)納付情報シーケンス (2)共通納税ID (3)連番 (4)納税者ID (5)課税ナンバー (6)申告区分 (7)収納用申告区分 (8)申告受付番号 (9)申告受付日 (10)税目区分 (11)見込納付フラグ (12)期別(自) (13)税目コード (14)調定年度 (15)課税年度 (16)開始事業年度 (17)通知書番号 (18)課税番号 (19)WebRings用期別 (20)枝番 (21)義務者住民コード (22)法人番号 (23)納付者名 (24)納付者住所 (25)収納団体番号 (26)確認番号 (27)納付番号 (28)納付区分 (29)納付額 (30)法人税割額納付額 (31)均等割額納付額 (32)事業に係る納付額 (33)納付延滞金 (34)納付督促手数料 (35)納付加算金 (36)加算金事由 (37)納付退職所得額 (38)会計年度 (39)収納日 (40)領収日 (41)特定キー1 (42)収納団体コード (43)税目・料金番号 (44)申告区分・課税期間 (45)納付金区分 (46)今回支払金額合計 (47)エラー区分 (48)次回削除フラグ (49)マスタ新規作成日 (50)マスタ更新日

納付情報仮登録データ_納付日 合計50件 (1)納付情報シーケンス (2)共通納税ID (3)連番 (4)納税者ID (5)課税ナンバー (6)申告区分 (7)収納用申告区分 (8)申告受付番号 (9)申告受付日 (10)税目区分 (11)見込納付フラグ (12)期別(自) (13)税目コード (14)調定年度 (15)課税年度 (16)開始事業年度 (17)通知書番号 (18)課税番号 (19)WebRings用期別 (20)枝番 (21)義務者住民コード (22)法人番号 (23)納付者名 (24)納付者住所 (25)収納団体番号 (26)確認番号 (27)納付番号 (28)納付区分 (29)納付額 (30)法人税割額納付額 (31)均等割額納付額 (32)事業に係る納付額 (33)納付延滞金 (34)納付督促手数料 (35)納付加算金 (36)加算金事由 (37)納付退職所得額 (38)会計年度 (39)収納日 (40)領収日 (41)特定キー1 (42)収納団体コード (43)税目・料金番号 (44)申告区分・課税期間 (45)納付金区分 (46)今回支払金額合計 (47)エラー区分 (48)次回削除フラグ (49)マスタ新規作成日 (50)マスタ更新日

納付情報管理ファイル 合計102件 (1)納付情報シーケンス (2)共通納税ID (3)連番 (4)地方公共団体コード (5)納税者ID (6)発行依頼受信日時 (7)税務事務所コード (8)所属コード (9)手続ID(電子納税) (10)申告区分(eLTAX) (11)税目区分 (12)見込納付フラグ (13)期別(自) (14)期別(至) (15)申告受付番号 (16)申告受付日 (17)申告受付日時 (18)利用者ID (19)納付者名フリガナ (20)納付者名 (21)納付者住所 (22)本税等合計額 (23)延滞金合計額 (24)収納機関名 (25)支払内容 (26)収納団体番号 (27)納付番号 (28)納付区分 (29)確認番号 (30)支払可能期限 (31)納付情報管理登録日時 (32)納付情報作成日時 (33)MPN登録日時 (34)内訳情報個数 (35)法人番号 (36)特定キー1 (37)特定キー2 (38)特定キー予備 (39)総括納付情報納付区分 (40)総括納付情報確認番号 (41)納付情報件数 (42)備考 (43)納付額コード1 (44)納付額区分1 (45)納付額名1 (46)金額1 (47)納付額コード2 (48)納付額区分2 (49)納付額名2 (50)金額2 (51)納付額コード3 (52)納付額区分3 (53)納付額名3 (54)金額3 (55)納付額コード4 (56)納付額区分4 (57)納付額名4 (58)金額4 (59)納付額コード5 (60)納付額区分5 (61)納付額名5 (62)金額5 (63)納付額コード6 (64)納付額区分6 (65)納付額名6 (66)金額6 (67)納付額コード7 (68)納付額区分7 (69)納付額名7 (70)金額7 (71)納付額コード8 (72)納付額区分8 (73)納付額名8 (74)金額8 (75)納付額コード9 (76)納付額区分9 (77)納付額名9 (78)金額9 (79)納付額コード10 (80)納付額区分10 (81)納付額名10 (82)金額10 (83)納付額コード11 (84)納付額区分11 (85)納付額名11 (86)金額11 (87)納付額コード12 (88)納付額区分12 (89)納付額名12 (90)金額12 (91)納付額コード13 (92)納付額区分13 (93)納付額名13 (94)金額13 (95)納付額コード14 (96)納付額区分14 (97)納付額名14 (98)金額14 (99)納付額コード15 (100)納付額区分15 (101)納付額名15 (102)金額15

納付情報紐付履歴 合計13件 (1)共通納税ID (2)連番 (3)地方公共団体コード (4)税事務所コード (5)所属コード (6)税目区分 (7)納税者ID (8)法人番号 (9)特定キー1 (10)特定キー2 (11)登録区分 (12)利用者情報更新日時 (13)ファイル作成日

※なお、特定個人情報ファイル記録項目名に「個人番号」という名称が含まれるが、収滞納管理ファイルの記録項目における個人番号とは、番号法による「個人番号」とは異なり、その他識別情報(内部で使用する識別番号)のことを指す。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
宛名情報 FAX,アルファベット氏名かな,アルファベット氏名漢字,カード有効期間満了日,メールアドレス,宛名番号,異動事由,異動届出区分,異動届出日,異動日,改製日,改製連番,外国人の住民となる日,外国人氏名かな,外国人氏名漢字,外字未登録フラグ,記載順位,旧氏名かな,旧氏名漢字,現住所,現存区分,個人番号(番号制度),更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,行政区コード,国籍等コード,在留カード番号,在留期間月,在留期間終了年月日,在留期間日,在留期間年,在留資格コード,在留番号種別,作成日,算定団体コード,市町村コード,支所コード,枝番1,枝番2,枝番3,死亡日不詳区分,氏名かな,氏名漢字,自治コード,実続柄名,住定事由,住定届出区分,住定届出日,住定日,住民でなくなる事由,住民でなくなる届出区分,住民でなくなる届出日,住民でなくなる日,住民となる事由,住民となる届出区分,住民となる届出日,住民となる日,住民票コード,住民票上世帯主名,小学校区コード,上陸許可年月日,人格区分,世帯主氏名かな,世帯主氏名漢字,世帯番号,性別,生年月日,生年月日不詳区分,前住所,全部一部キー,続柄コード1,続柄コード2,続柄コード3,続柄コード4,続柄区分,続柄名,代表者肩書,代表者氏名,大字コード,第30条45に規定する区分,地区コード,中学校区コード,町名,町名かな(全角文字),通称名かな,通称名漢字,適用日,転出確定地,転出確定通知日,転出確定届出区分,転出確定日,転出予定地,転出予定届出区分,転出予定届出日,転出予定日,転入前住所,転入未届地,電話区分,電話番号,登録業務,登録事由,投票区コード,統合宛名番号,番地,番地かな(全角文字),備考,併記名かな,併記名漢字,方書,方書かな(全角文字),方書コード,法人組織コード,法人番号(番号制度),本籍地,本番,本名かな,本名漢字,郵便番号,郵便番号BC,郵便返却区分,履歴連番,旅券発行年月日,旅券番号 送付先情報 メールアドレス,宛名番号,外字未登録フラグ,街区番号,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,行政区コード,作成日,算定団体コード,市町村コード,支所コード,枝番1,枝番2,枝番3,氏名かな,氏名漢字,自治コード,終了日,小学校区コード,世帯番号,代表Fax,代表者肩書,代表者氏名,大字コード,地区コード,中学校区コード,町名,町名かな,適用日,電話区分,電話番号1,電話番号2,登録業務,登録事由,投票区コード,番地,番地かな,方書,方書かな,方書コード,法人組織コード,本番,郵便番号,郵便番号BC,郵便返却区分,連動宛名番号,連番 返戻管理 科目コード,科目詳細コード,期割団体コード,業務コード,業務詳細コード,公示日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,算定団体コード,状況区分,送達日,送付先宛名番号(納税管理人),団体内外区分,帳票コード,帳票名,調査開始日,調査結果情報,調査者,調査終了日,調定年度,通知書番号,年度分,納税者番号,発送先宛名,発送先住所,発送先郵便番号,発送日,備考,備考日,返戻日,論理期別 管理人 科目コード,科目詳細コード,管理人宛名番号,管理人開始期別,管理人開始年度,管理人区分,管理人終了期別,管理人終了年度,義務者宛名番号,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,調定年度,登録事由,履歴連番,論理期別 口座 宛名番号,科目コード,科目詳細コード,金融機関コード,口座種別,口座終了理由,口座登録連番,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人漢字,口座名義人番号,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,指定口座区分,支店コード,支店枝番,受付番号,振替済通知書,振替振込区分,申請自治体,申請日,通知書区分,適用開始日,適用終了日,電話番号,表示用口座番号 分納誓約 宛名番号,延滞基準日,加算額1,加算額2,加算額3,加算額4,加算月1,加算月2,加算月3,加算月4,解除,解除区分,解除日,回数,開始年月,金額,口座振替日,控除月1,控除月2,控除月3,控除月4,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,次回誓約日,次回来庁日,住所1,住所2,住所3,処理サイクル,誓約区分,誓約日,誓約理由,先入金額,代理人氏名,電話番号,督促基準日,納付日,納付方法,備考連番,分納区分,郵便番号 分納備考 宛名番号、誓約日、分納誓約備考 分納期別 宛名番号,科目コード,科目詳細コード,解除,管理人宛名番号,管理番号1,期割団体コード,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,算定団体コード,調定年度,通知書番号,年度分,論理期別 分納詳細 宛名番号,解除,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,誓約区分,誓約日,納付期限,納付年月,猶予区分 分納優先設定 パターン,宛名番号,科目,科目グループコード,現年,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日,詳細,誓約日,年度,納期限,本税,優先,猶予 分納調定 調定区分、管理番号1、管理番号2、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、内訳未能額、内訳督促料、内訳延滞金、元調定 延滞金管理 科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、計算開始日、計算終了日

延滞金減免申請

科目グループコード,受付番号,申請日,起案日,調査日,決裁日,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,納税義務者宛名番号,納税義務者氏名,納税義務者郵便番号,納税義務者住所,減免申請区分,申請割合分子,申請割合分母,申請理由,減免決定区分,決定割合分子,決定割合分母,減免決定理由,取消理由,取消日,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日,備考連番

期別毎延滞金減免

科目グループコード,受付番号,科目コード,科目詳細コード,調定年度,年度分,算定団体コード,期割団体コード,通知書番号,論理期別,決裁区分,調定額,延滞金基準日,計算延滞金,計算延滞金基準日,決定延滞金,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日,取消フラグ

不動産公売管理

公売公告日,公売番号,起案日,決裁日,宛名番号,備考,公売状況,開始日,開始時間,終了日,終了時間,公売場所,公売方法,入札日,入札時間,入札場所,開札日,開札時間,開札場所,売却日,売却時間,売却場所,代金納付期限,代金納付時間,代金納付場所

不動産公売入札

売却連番,売却履歴連番,売却区分番号,入札状況,見積価額,未払額,売却価額,理由,質権等,備考,財産番号,取消区分,最新区分

不納欠損(即時消滅)

団体内外区分,算定団体コード,期割団体コード,科目コード,科目詳細コード,調定年度,年度分,通知書番号,論理期別,宛名番号,消滅日,消滅事由,解除日,解除事由,不納欠損事由

配当

宛名番号,グループコード,起案日,執行日,配当状況,受け入れ金額,配当金額,残余金,充当額,還付金額,還付加算金,還付加算金基準日,交付時期,交付時間,交付先,交付場所,終了区分,配当番号,滞納処分日,備考連番,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日

配当額

宛名番号,グループコード,起案日,配当番号,権利番号,配当額,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日,

一括保険調査

宛名番号,回答期限,起案日,更新時間,更新日,作成日,氏名,収発番号,照会先所在地,照会先名称,照会先郵便番号,詳細連番,職員宛名番号,前住所町名,前住所番地,前住所方書,前住所郵便番号,端末番号,町名,登録日,番地,方書,郵便番号,連番,科目グループコード,保険連番

財産

公売No,個別連番,宛名番号,財産番号,財産種別,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日

時効保留

保留区分,保留開始日,保留期日,保留理由

時効中断

宛名番号,科目コード,科目詳細コード,期割団体コード,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,算定団体コード,承認日,団体内外区分,中断期日,中断事由,調定年度,通知書番号,登録フラグ,年度分,論理期別

時効停止

宛名番号,科目コード,科目詳細コード,開始日,期割団体コード,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,算定団体コード,終了日,団体内外区分,調定年度,通知書番号,停止事由,登録フラグ,年度分,論理期別

滞納者実態調査

宛名番号,回答期限,起案日,更新時間,更新日,作成日,氏名,自治体所在地,自治体名称,自治体郵便番号,収発番号,詳細連番,職員宛名番号,前住所町名,前住所番地,前住所方書,前住所郵便番号,端末番号,町名,登録日,番地,方書,郵便番号,連番

電話加入権

科目グループコード,宛名番号,財産番号,財産種別,契約日,電話区分,電話番号,契約郵便番号,契約町名,契約番地,契約方書,入力郵便番号,入力町名,入力番地,入力方書,グループNo,調査日,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日

土地

科目グループコード,宛名番号,財産番号,財産種別,所在地番1,地番2,地番3,地目,地積,持分1,持分2,グループNO,調査日,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日,不動産番号

家屋

科目グループコード,宛名番号,財産番号,財産種別,町名,番地,方書,家屋番号1,家屋番号2,家屋番号3,種類,構造,持分1,持分2,床_地下,床_1F,床_2F,床_3F,床_4F,床_5F,その他区分,グループNo,調査日,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日,不動産番号

権利者

権利番号,宛名番号,グループNo,財産番号,自庁区分,権利者氏名,郵便番号,町名,番地,方書,電話番号,債務区分,配当区分,配当順位,債務額,設定日,解除日,解除理由,備考,更新時間,更新職員番号,更新端末番号,更新日,作成日

個人情報

宛名番号,勤務先肩書き2,勤務先町名2,勤務先電話番号2,勤務先番地名2,勤務先名2,勤務先郵便番号2,個人担当者,更新日,作成日,時間,社会保険加入日,社会保険離脱日,職員宛名番号,職種,生活保護開始日,生活保護廃止日,滞納要因,端末番号,備考連番,科目グループコード,連絡先区分

連絡先
宛名番号,科目グループコード,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,町名,調査日,電話番号,番地,備考,方書,優先
順位,郵便番号,連番,連絡先種類

関連者
宛名番号、続柄、関連区分

戸籍
宛名番号,科目グループコード,回答日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日,調査日,筆頭者,本籍地,連番,

交渉記録
宛名番号,科目グループコード,関連番号,更新時間,更新日,作成日,重要度,場所,職員宛名番号,担当者宛名番号,端末番号,徴収区分,入
金予定額,入力時刻,入力日,番号,不履行,訪問内容,面談者,予実結果,予実時刻,予実日,履歴

交付申請
宛名番号、申請種類、住所、登録日、起案日、回答期限、収発番号、備考、照会先住所、照会先名称、本籍

担保
宛名番号,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,債務者,債務情報,作成日,受付番号,町名,調査日,番地,方書,郵便番号

登記
宛名番号,課税価格,権利者名称,原因及びその日付,購入者住所,購入者名称,財産グループ番号,嘱託者住所,嘱託者名称,送達先法務
局,添付書類1,添付書類2,添付書類3,添付書類4,添付書類5,添付書類6,登記区分,登記番号,登録免許税,発行日,連絡先電話番号,更
新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,更新日,作成日

滞納処分
宛名番号,グループ番号,処分区分,連番,起案日,決裁日,執行日,法務局コード,法務局区分,裁判所コード,裁判所区分,差押日,事件年,事件
記号,事件番号,事件名称,解除区分,解除理由,解除理由詳細,解除日,備考,受付日,受付番号,解除受付日,解除受付番号,履行区分,履行
日,履行内容,滞納者氏名,滞納者住所,解除滞納者氏名,解除滞納者住所

調定収納
宛名番号,異動日,科目コード,科目詳細コード,管理人宛名番号,管理人区分,期割団体コード,現年過年区分,更新時間,更新職員宛名番号,
更新端末番号,更新日,作成日,算定団体コード,取得区分,団体内外区分,調定額,調定年度,通知書番号,年月,年度分,不納欠損額,履歴連
番,論理期別,CVS連番,OCRID,延滞金,延滞金から延滞金,延滞金から収納額,延滞金から督促料,科目コード,科目詳細コード,会計年度,
会計年度延滞金,会計年度督促手数料,還付加算金,還付加算金から延滞金,還付加算金から収納額,還付加算金から督促料,還付管理
番号,決算区分,歳出還付区分,冊号,支所コード,収納額,収納額から延滞金,収納額から収納額,収納額から督促料,収納区分,収納日,充当
科目コード,充当科目詳細コード,充当期割団体コード,充当算定団体コード,充当団体内外区分,充当調定年度,充当通知書番号,充当年
度分,充当論理期別,前納報奨金,速確区分,店舗コード,督促手数料,督促料から延滞金,督促料から収納額,督促料から督促料,入力連番,入
力連番内連番,納付方法,払込時刻,払込日,本部コード,優先区分,領収日,督促発送日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を入手する際、内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 資料を複写、保管する際、必要な情報のみを複写することで、不要な特定個人情報入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<収納管理システム・滞納管理システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <収納管理システム・滞納管理システムから情報を提供・移転する際の措置> ・収納管理システム・滞納管理システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・団体内統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	収納管理システム・滞納管理システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。
その他の措置の内容	システム操作ログの記録を実施
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバーを利用して、収納及び滞納情報が表示された画面を長時間表示させない。
- ・端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。
- ・収納及び滞納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な最小限の範囲にとどめる。
- ・離席の際は画面ロックを徹底する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	契約において特記仕様書に以下の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故防止を図るための適切な管理 ・個人情報の秘密の保持 ・第三者への提供の禁止 ・再委託の原則禁止 ・複写、複製の禁止 ・使用目的終了時の個人情報記録の資料等の返還 ・事故等の発生時における報告の義務 ・職員による立入調査 ・違反した場合の契約解除と損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者の管理・監督、情報の提供の制限、情報システムの運用に係る作業記録の作成、情報システムの変更等に係る作業実施者の制限を実施している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及び ルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供、移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供、移転できるかを整理し、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に従い、特定個人情報の提供、移転を行う。	
その他の措置の内容		「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと個人住民税システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと中間サーバーを利用する団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容		

	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	物理的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。また、技術的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等についてログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	<市における措置> ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策		
監査に際し、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部納税課 電話番号042-544-5111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部納税課 電話番号042-544-5111
②対応方法	・問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年5月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I－6－② 所属長の役職名	納税課長 川尻 卓也	納税課長	事後	
平成29年6月27日	II－5 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(3件)	[○]移転を行っている(2件)	事後	
平成29年6月27日	II－5－移転先1－① 法令上の根拠		「地方税法第20条の11及び第707条各号」を追記	事後	
平成29年6月27日	II－5－移転先1－② 移転先における用途		「国民健康保険資格の適正化」を追記	事後	
平成29年6月27日	II－5－移転先1－⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲		「国民健康保険加入者かつ国民健康保険税未納者のうち、社会保険加入の可能性のある者」を追記	事後	
平成29年6月27日	II－5－移転先1－⑥ 移転方法		紙のステータスを「○」	事後	
平成29年6月27日	II－5－移転先2及び移転先3		移転先2を全て削除。 移転先3を移転先2へ繰上。	事後	
令和3年3月31日	II－2－④ 記録される項目その妥当性	5. 国税徴収法第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条の1(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条の1(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	事後	
令和3年3月31日	II－3－⑤ 使用方法 情報の突合	2. 識別情報及び連絡先等情報と収滞納情報を突合し、過誤納金の算出、納税証明書の発行、それに係る書類の送達を行う。	2. 識別情報及び連絡先等情報と収滞納情報を突合し、過誤納金の算出、納税証明書の発行及びそれに係る書類の送達を行う。	事後	
令和3年3月31日	II－5－移転先1－① 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項及び30の項 国民健康保険法第9条各項及び第63条各項、国民健康保険法施行規則第9条第2項 地方税法第20条の11及び第707条各項	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項 国民健康保険法第9条各項及び第63条各項並びに国民健康保険法施行規則第9条第2項 地方税法第20条の11及び第707条各項	事後	
令和3年3月31日	II－5－移転先2－① 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項	事後	

令和3年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(18)	XX納付書変更履歴 合計59件	XX納付書変更履歴 合計58件	事後	
令和3年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(21)		納付情報ファイル_入金日_データ部 合計70件 納付情報ファイル_納付日_データ部 合計70件 納付情報仮登録データ_入金日 合計50件 納付情報仮登録データ_納付日 合計50件 納付情報管理ファイル 合計102件 納付情報紐付履歴 合計13件	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ－3 リスクに対する措置の内容	<収納システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <収納システムから情報を提供・移転する際の措置> ・収納システムからの個人番号の提供、移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないようシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、原則として番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	<収納システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <収納システムから情報を提供・移転する際の措置> ・収納システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないようシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	・収納システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	収納システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規定(平成26年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業員及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。	<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規程(平成26年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業員及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。	事後	

令和3年3月31日	Ⅲ－９ 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(嘱託職員、臨時職員、再任用職員等を含む。)に必要に応じて適時教育・研修を行う。	個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	事後	
令和3年3月31日	V－１－① 実施日	平成31年1月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ－２－④ 記録される項目 その妥当性	2. 地方税法第20条の1(書類の送達)に基づき、書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があると認められる者の、識別情報、連絡先等情報を記録する必要がある。	2. 地方税法第20条(書類の送達)に基づき、書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があると認められる者の、識別情報、連絡先等情報を記録する必要がある。	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ－２－④ 記録される項目 その妥当性	5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条の1(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	事後	

令和5年8月1日	Ⅱ－6 保管場所	1. 市における措置 (1)サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 (2)サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 (3)執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入出を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 <市における措置> ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。	事前	
----------	----------	---	--	----	--

令和5年8月1日	Ⅱ－6 保管場所		・特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅱ－6 保管場所			事前	
令和5年8月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用	・スクリーンセーバーを利用して、収納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・収納システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	・スクリーンセーバーを利用して、収納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・収納システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲ－７ その他の措置の内容		物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲ－７ その他の措置の内容		また、技術的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲ－７ その他の措置の内容		・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲ－８ 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事前	
令和5年8月1日	Ⅲ－９ 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	<市における措置> ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲ－１０ その他のリスク		監査に際し、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲ－１０ その他のリスク		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

令和7年5月22日	I－1－② 事務の内容	昭島市(以下「市」という。)は、市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。	昭島市(以下「市」という。)は、市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税法(昭和25年法律第266号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。	事後	
令和7年5月22日	I－2－システム1－① システムの名称	収納システム	収納管理システム	事後	
令和7年5月22日	I－2－システム1－② システムの機能	1. 市税等の債権管理・帳票発行機能 (1) 市税等の収納状況の管理(還付、充当事務を含む。)を行う。 (2) 納付書、還付通知書、督促状等の帳票の発行等を行う。 2. 市税等の滞納処分状況管理・帳票発行機能 (1) 行政処分、分納誓約等の管理、誓約書、調書の発行を行う。 3. 納税証明書の発行機能 (1) 納税証明書の発行を行う。 4. 書類の送付先管理、公示送達等に係る書類の送達管理機能 (1) 書類の送付先管理、返戻及び公示送達の入力及び管理を行う。 5. 事案の経過記録機能 (1) 折衝内容及び調査事項について記録をする。 6. 賦課情報等の移転データの参照機能 (1) 賦課基本情報等の移転データの閲覧を行う。	1. 市税等の債権管理・帳票発行機能 (1) 市税等の収納状況の管理(還付、充当事務を含む。)を行う。 (2) 納付書、還付通知、督促状等の帳票の発行等を行う。 2. 納税証明書の発行機能 (1) 納税証明書の発行を行う。 3. 書類の送付先管理、公示送達等に係る書類の送達管理機能 (1) 書類の送付先管理、返戻及び公示送達の入力及び管理を行う。 4. 賦課情報等の移転データの参照機能 (1) 賦課基本情報等の移転データの閲覧を行う。	事後	
令和7年5月22日	I－2－システム2－① システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)	滞納管理システム	事後	

令和7年5月22日	I-2-システム2-② システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。	1. 市税等の債権管理・帳票発行機能 (1)市税等の収納状況の管理を行う。 (2)納付書、催告書等の帳票の発行等を行う。 2. 市税等の滞納処分状況管理・帳票発行機能 (1)行政処分、分納誓約等の管理、誓約書、調書の発行を行う。 3. 書類の送付先管理、公示送達等に係る書類の送達管理機能 (1)書類の送付先管理、返戻及び公示送達の入力及び管理を行う。 4. 事案の経過記録機能 (1)折衝内容及び調査事項について記録をする。	事後	
令和7年5月22日	I-2-システム2-③ 他システムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(中間サーバー)	[]既存住民基本台帳システム []その他()	事後	
令和7年5月22日	I-2-システム3-① システムの名称	中間サーバー	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)	事後	

令和7年5月22日	I-2-システム3-② システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管、管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各業務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 各業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。	事後	
		6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持、管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。			
令和7年5月22日	I-2-システム3-③ 他システムとの接続	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] その他()	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] その他(中間サーバー)	事後	
令和7年5月22日	I-2-システム4-① システムの名称		中間サーバー	事後	

令和7年5月22日	I-2-システム4-② システムの機能		1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管、管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各業務システム接続機能 【アイネス】中間サーバーと各業務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 【日本電子計算】中間サーバーと各業務システム(統合宛名システムを中継)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	
			5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持、管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。		

令和7年5月22日	I-2-システム4-③ 他システムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム	[☐]情報提供ネットワークシステム [☐]宛名システム等 [☐]税務システム	事前	
令和7年5月22日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第16条	番号法 第9条1項及び別表24の項	事前	
令和7年5月22日	I-5-① 実施の有無	未定	実施する	事前	
令和7年5月22日	I-5-② 法令上の根拠		(情報提供の根拠) 当該事務では提供を行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表48の項	事前	
令和7年5月22日	II-2-③ 対象となる本人の範囲	区域内の住民(住民基本台帳法(昭和42年法律 第81号)第5条に基づき住民基本台帳に記録さ れた住民をいう。)及び住民基本台帳に記録さ れていた者で転出等の理由により消除となつた 者又は区域内の住民以外の者のうち市税等に 関する債権若しくは債務を保有する者又は過去 5年間に賦課されていた者	昭島市において地方税の賦課決定をされた納 税義務者、納税承継人、納税管理人及び課税 調査対象者。	事後	
令和7年5月22日	II-2-③ 対象となる本人の範囲 その必要性	1. 市税等債権管理業務のため、過去5年間の 賦課対象者及び市税等の未納者又は市税等に 係る還付請求権を有する者の情報を保有する 必要がある。 2. 適正な市税等滞納整理業務のため、市税等 の未納者及び市税等の未納者と相当の関係が あるとみられる者の情報を保有する必要があ る。	1. 市税等債権管理業務のため、賦課対象者及 び市税等の未納者又は市税等に係る還付請求 権を有する者の情報を保有する必要がある。 2. 適正な市税等滞納整理業務のため、市税等 の未納者及び市税等の未納者と相当の関係が あるとみられる者の情報を保有する必要があ る。	事後	
令和7年5月22日	II-2-④ 主な記録項目	[]個人番号 [☐]介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []その他()	[☐]個人番号 []介護・高齢者福祉関係情報 [☐]雇用・労働関係情報 [☐]その他(口座情報、納税義務者等に関する 記事)	事前	

令和7年5月22日	Ⅱ－2－④ その妥当性	1. 番号法第9条(利用範囲)に基づき市税等収納事務の実施に当たり、事務処理において保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を使用する。 2. 地方税法第20条(書類の送達)に基づき、書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があると認められる者の、識別情報、連絡先等情報を記録する必要がある。 3. 地方税法第20条の10(納税証明書の交付)及び地方税法施行令第6条の21(納税証明事項)の規定に基づき納税証明書を交付するため、市税等を完納した者についても、法定納期限が、納税証明書の交付請求する日の3年前の日の属する会計年度までに賦課された税の収納情報を保有する必要がある。 4. 地方税法第17条の5第4項(更正、決定等の期間制限)に基づき、地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日までであることから、還付金等が発生し、還付事務の必要性が生じるため、過去5年間に於いて賦課されていた税の収納情報を保有する必要がある。 5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第9条の2(相続人からの徴収の手続)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	1. 識別情報 対象者を特定するために記録する必要がある。 2. 連絡先等情報 督促状や還付等の書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の納税義務者及び市税等の納税義務者と相当の関係があると認められる者の、連絡先等情報を記録する必要がある。 3. 業務関係情報 ①国税関係情報、地方税関係情報 収納、還付、充当、納税証明書の発行等の収納管理業務及び督促状送付や滞納整理等の滞納管理業務を行うために記録する必要がある。 ②医療保険関係情報 国民健康保険等の資格状況を確認するために記録する必要がある。 ③生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、執行停止の判定を行うために記録する必要がある。 ④雇用・労働関係情報 差押等の滞納整理業務を行うために調査し記録する必要がある。 ⑤その他 口座振替及び還付の処理を行うために口座	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－2－④ 全ての記録項目	別添1を参照 (別添1)ファイル記録項目	別添1を参照 (別添1)ファイル記録項目(アイネス) (別添1)ファイル記録項目(JIP)	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－3－① 入手元	[○]評価実施期間内の他部署(市民課、課税課、保険年金課)	[○]評価実施期間内の他部署(市民課、課税課、保険年金課、生活福祉課)	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－3－② 入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	

令和7年5月22日	Ⅱ－3－③ 使用目的	市税等収納事務を実施	市税等収納事務を実施する。	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－3－⑤ 使用方法	1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に係る事務を行うため、また、納税義務の承継対象者及び第2次納税義務者等に対しては、納税義務の承継等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行うため、各記録項目を使用し、調査し、及び記録する。 2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行うため、識別情報、連絡先等情報を使用し、調査し、及び記録する。	1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に係る事務を行うため、また、納税義務の承継対象者及び第2次納税義務者等に対しては、納税義務の承継等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行うため、各記録項目を使用し、調査し、及び記録する。 2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行うため、識別情報、連絡先等情報を使用し、調査し、及び記録する。	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－4 委託の有無	1件	2件	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－4－委託事項2		システムの導入、保守管理、法制度改正に伴う改修業務	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－4－委託事項2－① 委託内容		システムの導入、保守管理、改修	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－4－委託事項2－② 委託先における取扱者数		10人未満	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－4－委託事項2－③ 委託先名		日本電子計算株式会社	事後	
令和7年5月22日	Ⅱ－4－委託事項2－④ 再委託の有無		再委託しない	事後	

令和7年5月22日	II-6 保管場所	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後
------------------	------------------	---	--	-----------

	特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		
--	--	--	--	--

令和7年5月22日	Ⅲ－３ リスクに対する措置の内容	<収納システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <収納システムから情報を提供・移転する際の措置> ・収納システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	<収納管理システム・滞納管理システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <収納管理システム・滞納管理システムから情報を提供・移転する際の措置> ・収納管理システム・滞納管理システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・団体内統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	事後	
令和7年5月22日	Ⅲ－３ ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	収納システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	収納管理システム・滞納管理システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	事後	
令和7年5月22日	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	・スクリーンセーバーを利用して、収納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・収納システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	・スクリーンセーバーを利用して、収納及び滞納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・収納及び滞納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な最小限の範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	事後	
令和7年5月22日	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイル の取扱いの委託におけるそ 他のリスク及びそのリスクに 対する委託におけるその他 のリスク及びそのリスクに 対する措置	<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規程(平成6年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業者及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。	<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者の管理・監督、情報の提供の制限、情報システムの運用に係る作業記録の作成、情報システムの変更等に係る作業実施者の制限を実施している。	事後	
令和7年5月22日	Ⅲ－５ その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	事後	

令和7年5月22日	Ⅲ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和7年5月22日	Ⅲ－6－リスク1 リスクに対する措置の内容		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	
令和7年5月22日	Ⅲ－6－リスク1 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	

令和7年5月22日	Ⅲ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと個人住民税システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと中間サーバーを利用する団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	
		物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。	物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。		

令和7年5月22日	Ⅲ－７ その他の措置の内容	また、技術的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。) - 又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	また、技術的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。) - 又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等についてログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事後	
令和7年5月22日	Ⅲ－９ 従業員に対する教育・啓発	・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	
令和7年5月22日		十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	

令和7年5月22日	Ⅲ－10 その他のリスク対策	監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		
		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。		
令和7年5月22日	V－1－① 実施日	令和3年3月31日	令和7年5月2日	事後	